

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十一年十月十五日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

村上富喜榮相続人

村上良子 広島県福山市能島三丁目六番二〇号

二 送達すべき書類の名称

県道大竹湯来線局部改良工事（広島県大竹市地内）に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用する土地の面積（㎡）	使用する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）		
広島県大竹市玖波町字木場	地番不明 ただし、 五六五番 又は八六 番一	畑 保安林	雑種地	三四六 三四三 三八	—	二〇一・八五	八三・一七
広島県大竹市玖波町字木場	地番不明 ただし、 五六五番 又は八六 番一	畑 保安林	畑	三四六 三四三 三八	—	一七・七三	一五・八〇

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十一年十月二十八日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。